

水道原浄水の放射性物質検査結果

- 1 検査機関 (一財) 新潟県環境衛生研究所 (新潟県燕市吉田東栄町 8 番 1 3 号)
- 2 検査方法 「水道水等の放射能測定マニュアル」による
- 3 採水日 令和 8 (2026) 年 8 月 18 日
- 4 検査結果

(単位 Bq/kg)

測定項目 採水地点 (河川名)	今回の測定値			前回の測定値		
	放射性セシウム		放射性ヨウ素	放射性セシウム		放射性ヨウ素
	セシウム 134	セシウム 137	ヨウ素 131	セシウム 134	セシウム 137	ヨウ素 131
赤坂山浄水場 原水 (谷根川)	検出されず (0.50 未満)	検出されず (0.69 未満)	検出されず (0.65 未満)	検出されず (0.62 未満)	検出されず (0.66 未満)	検出されず (0.59 未満)
赤坂山浄水場 浄水池	検出されず (0.72 未満)	検出されず (0.66 未満)	検出されず (0.54 未満)	検出されず (0.47 未満)	検出されず (0.70 未満)	検出されず (0.54 未満)

注) 「検出されず」は、放射性物質濃度が検出限界値を下回っていることを示しています。
括弧内の数値は、検出下限値 (測定において検出できる最小値) を示すものであり、放射性物質の特性として、同じ機器で測定しても検体ごとに検出限界値が変動します。

※今回の採水日は令和 8 (2026) 年 8 月 18 日、前回の採水日は令和 8 (2026) 年 5 月 18 日

5 参考

食品中の放射性物質に関する基準値 (食品衛生法) (単位 Bq/kg)

	放射性セシウム (セシウム 134 と 137 の合計)	放射性ヨウ素
飲料水	10	— 注)

注) 放射性ヨウ素の基準は設定されていません。